

(1) 「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 幼稚園の設置認可</p> <p>1-9 (略)</p> <p>10 資産等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。</u></p> <p>ア <u>20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。</u></p> <p>イ <u>所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。</u></p> <p>(3) 設備は、自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、教育上支障がないと認められる場合における電子計算機等の借用はこの限りでない。</p> <p>(4) 幼稚園の設置に係る負債がないこと。ただし、次に掲げる借入金はこの限りでない。</p> <p>ア 国又は地方公共団体から交付が予定される補助金額に相当する額</p> <p>イ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金</p> <p>ウ 独立行政法人福祉医療機構からの借入金</p> <p>(5) <u>(4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合、次の基準を満たす借入金は認められる。</u></p>	<p>第1 幼稚園の設置認可</p> <p>1-9 (略)</p> <p>10 資産等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 設備は、自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、教育上支障がないと認められる場合における電子計算機等の借用はこの限りでない。</p> <p>(3) 幼稚園の設置に係る負債がないこと。ただし、次に掲げる借入金はこの限りでない。</p> <p>ア 国又は地方公共団体から交付が予定される補助金額に相当する額</p> <p>イ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金</p> <p>ウ 独立行政法人福祉医療機構からの借入金</p>

改正後	現行
<p><u>ア 借入金額が園地取得費及び園舎建築費の3分の2以下であること。</u></p> <p><u>イ 借入先が確実な金融機関であること。</u></p> <p><u>ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。</u></p> <p><u>エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債にかかる各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。</u></p> <p>(6) 園地、園舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(4)、(5)の借入金に係る担保はこの限りでない。</p> <p>(7) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。</p> <p>(8) 開設年度から少なくとも2年間の幼稚園運営に係る予算について、適正な計画を立てており、保育料、入園料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。</p> <p>(9) 園地、園舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(7)の経費のための資金で、(4)、(5)の借入金を引いた額に相当する額が幼稚園開設時に収納されることが確実と認められること。</p> <p>1 1 (略)</p> <p><u>1 2 資格</u></p> <p><u>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</u></p> <p><u>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、</u></p>	<p>(4) 園地、園舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(3)の借入金に係る担保はこの限りでない。</p> <p>(5) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。</p> <p>(6) 開設年度から少なくとも2年間の幼稚園運営に係る予算について、適正な計画を立てており、保育料、入園料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。</p> <p>(7) 園地、園舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(5)の経費のための資金で、(3)の借入金を引いた額に相当する額が幼稚園開設時に収納されることが確実と認められること。</p> <p>1 1 (略)</p>

改正後	現行
<p><u>偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可 1-4 (略)</p> <p><u>5 資格</u> <u>第1の12の規定を準用する。</u></p> <p>第3 申請手続及び標準処理期間 1 幼稚園の設置認可 (1) (略) (2) 申請書の提出 申請者は、<u>様式第1号により認可申請書</u>（以下「申請書」という。）に<u>関係書類</u>を添えて、開設年度の前々年度の11月30日までに教育長に申請すること。ただし、園舎の建築等を伴わない場合は、開設年度の前年度の6月30日までとする。</p> <p>(3) 審査期間等 ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。 イ <u>申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会</u></p>	<p>第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可 1-4 (略)</p> <p>第3 申請手続及び標準処理期間 1 幼稚園の設置認可 (1) (略) (2) 申請書の提出 申請者は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める<u>書類</u>を添えて、開設年度の前々年度の11月30日までに教育長に申請すること。ただし、園舎の建築等を伴わない場合は、開設年度の前年度の6月30日までとする。</p> <p>(3) 審査期間 ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。</p>

改正後	現行
<p><u>に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後 10 日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。</u></p> <p>ウ 教育長は、幼稚園の施設及び設備等が申請内容と相違ないことを確認した場合は、<u>原則として開設年度の前年度の 9 月 3 0 日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。</u></p> <p>2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可</p> <p>(1)－(2) 略</p> <p>(3) 審査期間等</p> <p>1 (3)の規定を準用する。<u>ただし、収容定員を減員する場合は 1 (3)ウの規定にかかわらず、原則として変更年度の前年度の 3 月 3 1 日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。</u></p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この基準は、平成 3 0 年 1 月 1 2 日から施行する。ただし、第 1 の 1 2 の資格に関する規定は、同年 5 月 1 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査につ</u></p>	<p>現行</p> <p>イ 教育長は、幼稚園の施設及び設備等が申請内容と相違ないことを確認した場合は、<u>開設年度の前年度の 3 月 3 1 日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。</u></p> <p>2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可</p> <p>(1)－(2) 略</p> <p>(3) 審査期間</p> <p>1 (3)の規定を準用する。</p> <p>附則 (略)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="309 212 712 244"><u>いては、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="273 347 427 379"><u>様式第1号</u></p> <p data-bbox="273 411 427 443"><u>様式第2号</u></p> <p data-bbox="607 363 1010 443">} 別紙のとおり、様式を追加</p>	